

条 例

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十七号

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年埼玉県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 本所（第三条―第十五条）

第三章 支所（第十六条―第十九条）

第四章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

第一条中「さいたま市中央区新都心二番地二」を削り、同条に次の二項を加える。

2 センターは、次に掲げる施設とする。

一 埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号）第十一条の

総合的な拠点施設

二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

以下「困難女性支援法」という。）第九条第一項の女性相談支援センター

三 困難女性支援法第十二条第一項の女性自立支援施設

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律

第三十一号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第三条第一項の配偶者暴力

相談支援センター

3 センターは、本所及び支所で構成し、それぞれ次に掲げる場所に設置する。

一 本所にあつては、さいたま市中央区新都心二番地二

二 支所にあつては、さいたま市

第二条各号列記以外の部分中「センター」を「本所」に改め、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）

に関すること。

七 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号まで（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。次項第四号において同じ。）に掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に関すること。

第二条に次の一項を加える。

2 支所は、次に掲げる業務を行う。

一 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

二 困難女性支援法第九条第三項第二号に掲げる業務に関すること。

三 困難女性支援法第十二条第一項の自立支援に関すること。

四 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

五 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に掲げる業務に関すること。

六 配偶者暴力防止法第五条の被害者の保護に関すること。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 本所

第三条、第四条、第五条第二項、第八条、第九条第一項、第十一条、第十二条及び第十五条第一号中「センター」を「本所」に改める。

第十六条を第二十条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第十五条の次に次の一章を加える。

第三章 支所

（入所の承認）

第十六条 支所に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けることができる者は、困難女性支援法第二条の困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法第一条第二項の被害者（配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 疾病のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者
- 二 常時の介護を必要とする者

三 薬物の常用等により支所の他の入所者の保護等に著しい支障を及ぼすおそれのある者

(入所期間及び入所定員)

第十七条 支所の入所期間及び入所定員は、次の表のとおりとする。

区分	入所期間	入所定員
一時保護のための施設	二週間以内(ただし、知事が認めるときは、入所後おおむね四週間の範囲内で延長することができる。)	二十人
自立支援のための施設	一年以内	

(退所)

第十八条 支所に入所した者(以下この条において「入所者」という。)は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退所しなければならない。

- 一 自立して生活することが可能となったとき。
 - 二 おおむね三月以上医療機関に入院し、医療を受けることが見込まれるとき。
 - 三 支所以外の施設でその者の保護等のため適当と認められるものへ入所することができるとなったとき。
- 2 入所者が無断で三日以上外泊した場合は、退所したものとみなす。
- 3 知事は、入所者がこの条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反したときは、退所を命ずることができる。

(準用)

第十九条 第十一条及び第十二条の規定は、支所について準用する。この場合において、同条中「退去」とあるのは、「退去又は退所」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(埼玉県婦人相談センター条例の廃止)
- 2 埼玉県婦人相談センター条例(昭和六十一年埼玉県条例第十一号)は、廃止する。

(埼玉県婦人相談センター条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター条例(以下「廃止前の条例」という。)による埼玉県婦人相談センターの入所の承

認を受けている者は、改正後の埼玉県男女共同参画推進センター条例（以下「改正後の条例」という。）第十六条第一項の規定による承認を受けたものとみなして、改正後の条例の規定の適用を受けるものとする。

4 知事がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした廃止前の条例第四条の規定による退所の命令については、施行日以後においても改正後の条例第一条第三項の支所に係るものとして、なおその効力を有する。